

平成 21 年度第 26 回税制調査会議事録

日 時：平成 22 年 1 月 18 日（月）15 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

どうも皆さん、明けましておめでとうございます。本年もまた、ひとつよろしくお願ひいたします。

ただいまから「税制調査会」を開会したいと思います。

本日は、専門家委員会の設置、あるいはトリガー税制といった点についての議論もごさいますし、後半では、この間の税調の取組みについて率直に意見交換をしたらどうだろうと、こんなことも予定しておりますので、是非、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、議題に入ります前に、まず、新しく就任されました菅会長、原口会長代行、そして、また新しく就任されました仙谷会長代行にごあいさつをいただきたいと思ひます。

それでは、菅会長、ごあいさつをよろしくお願ひしたいと思います。

○菅財務大臣

年明けの税制調査会の最初の会合ということで、明けましておめでとうございます。

御存じのように、前会長の藤井先生が大変頑張っているいろんなことをやっていたいたんですが、体調不良ということで、私に財務大臣という指名をいただきました。

昨年も会長代行の一人という形では税調に関わらせていただいておりますけれども、率直に申し上げまして、ある意味ではお客さんのなところではかお手伝いできなかったかなと思っております。しかし、今度は藤井会長に替わって私に会長をということになりまして、また、国家戦略担当として仙谷大臣も新たな会長代行ということになりまして、また、総務大臣は勿論、これまでどおり会長代行ということになりまして、そういう意味では、他の分野もそうですけれども、この 4 か月間で、時間の制約がある中で、税制大綱等をまとめていただきましたけれども、これからは逆に 1 年間の展望を、場合によったら 3 年、4 年という展望の中で、今後の日本を考えて、どのような税制が必要であるかということをお場で議論をし、決めていくことが必要になる。このように思っておりますし、私自身、どこまでその責任を果たせるか、若干、自分なりに心配もありますけれども、皆さんの御協力を得てしっかりと頑張っていきたいと思っております。

昨年のお話はいろいろと反省等を後ほど、またいい意味で前向きな形につなげる議論があると思ひますが、2～3、私の方から少しお話を申し上げてみたいと思ひます。

1 つは、既に峰崎さんや古川さんを中心に専門家委員会というものをこの税調の中に大きな要素として設けるということです。

従来、政府税調と党税調が分かれていたときのような2本立てでは全くなくて、あくまで議員中心の税調、政治家中心の税調の一角に、やはり問題が極めて専門性の高い分野がたくさんありますので、そこに専門家の皆様に参加をいただく場をつくろう。そういう位置づけだと私自身、理解をいたしております。そういう意味では、決して、この専門家委員会ができたから、ある部分の内容的なところは皆さんの高いレベルの知恵や力をお借りしなければなりません、政治的な責任はこれまでどおり、この会議、本会が持っているという認識はお互い再確認をする必要があるのではないかと、このように思っております。

また、今後の問題としては、例えば納税者番号制の問題など、かなり意欲的な中身を昨年末の決定をいただいた税制改正大綱にも盛り込んでいただいております。こういう大きな問題は、ある程度、政権が固まってからという物事の考え方もありますが、私はそうではないだろうと思います。逆に言いますと、政権が交代したからこそできる問題の一つが、この納税番号の問題等、これまで歴代内閣がやろうとしてもできなかったことに取り組むことこそが政権交代の意味だと思っております。

そういう意味で、この税調の下にこういった問題も、国家戦略室としっかり協力する中でPTをつくるという方向で、今、作業を進めていただいておりますが、そういうことについても、是非、1月のまさに今日時点からスタートをさせていくという覚悟で臨めればと思っております。

更に言えば、これは少し大き過ぎる問題ですけれども、年金制度など、そういう大きな税や財政に関連の深い問題についても、もともと我が党の考え方では、抜本的な年金改革をやったときの最低保障年金は税収によって賄うという方向を出しているわけでありまして、そういう意味では勿論、この問題は税調だけで取り組める問題ではないことは当然でありますけれども、しかし、一方では税調も大変大きな関わりを持っている問題であることも御承知のとおりです。

そういった意味で、どうも、私と一緒に仕事をすると仕事が増えて困るという方も中にはおられますけれども、また、そこは多少お覚悟をいただいて、やはり政権交代をした以上は、この最初の4年間で勝負なんだ。そして、ある意味では4か月経った今年が勝負なんだという覚悟で私も全力を挙げたいと思いますので、皆さん方にもそういう覚悟の下で頑張ってくださいよう、冒頭に申し上げてあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく申し上げます。

○峰崎財務副大臣

それでは、原口会長代行、よろしくお願ひいたします。

○原口総務大臣

お世話になります。仕事が増えて困るという、民主党ができてからずっと菅さんの下で仕事をさせていただいたときの楽しい思い出が、今、よみがえってまいりました。

私の方からは2つです。

1つは、年末にもお話をさせていただきましたが、歳入の構造改革を断行していく上で大事な視点は、創富力とダイナミズムというふうに思います。日本は世界の6分の1をつくる大きな国だと言っている間に、実はもう8%になりました。税を私たちはどのように集めるかということを経営者の中で、いや、むしろ税を払ってくださる富そのものの創造力を税という世界の中でどのようにつけていくか。

インドから帰ってきましたけれども、たった1人が100万人の従業員を雇っている。彼は何をやってきたかということ、1つの町を2,000億円でつくった。理想の町です。私は、世界の富をつくるダイナミズムは税という世界でどのように、この日本の活力につなげていけるか。富をつくる力とダイナミズムを1つ提案させていただきたいと、思います。

もう一つは、クラウドです。納税者の立場に立つのであれば、今の納税システム、今、納税者番号制というお話が会長からもありましたけれども、本当に合理的で、しかも無駄のないシステムにしよう。私たちが、今、住基ネットの番号で、ネットで納税できますけれども、しかし、それは本当にこれでいいのでしょうか。小さい人たちをより強く守るためにも、納税システムそのものをクラウド化する、あるいは新たな挑戦をしていく。

すべて、今、情報通信は、経産副大臣がいらっしゃいますけれども、大変な日進月歩です。一つひとつのものに番号が付くような時代において、私たちは税を払う側の権利をしっかり保障していくべきではないかというふうに思っています。

いずれにせよ、菅会長の下で働けることを心から喜びに思っております。仕事は増えるでしょうけれども、やりがい、新しい時代を切り開く気概は更に増えていくものと思っています。三党連立の中で、しっかりと国民の負託に応えられるように頑張ってまいりたい。そのことを申し上げて、あいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○峰崎財務副大臣

それでは、続きまして、新しく会長代行になりました仙谷大臣、よろしく願いいたします。

○仙谷国家戦略担当大臣

このたび、国家戦略担当大臣を兼任することになりまして、税制調査会の会長代行にも自動的に就任せよということでございます。皆様方のその有能なお力を提供していただきますように、そして、税制調査会の非常に大きなお力を発揮していただきますように、よろしく願いを申し上げます。

まずは、平成22年度の税制改正大綱について、藤井前会長、それから、菅新会長始め、ここにいらっしゃる皆様方が大変な御尽力をされて、政治主導の新たな税制改正を実現していただきましたことに改めて敬意を表しておきたいと、思います。

私が担当させていただいておりました事業仕分けと同様に、税制改正の議論を国民の前に完全に明らかにしながらとりまとめられた税制改正は、大変意義が大きいというふうに考えておるところでございます。そして、この平成 22 年度の税制改正大綱におきましては、そこに示されておりますように、我が国の税制が直面する課題が非常に多岐にわたっておりまして、税制の抜本改革が喫緊の課題として我々の前に置かれているということでもあります。私は今度の国家戦略を担当するという立場から、税制調査会の議論に積極的に参加をさせていただきたいと思っております。

税は国家の背骨であるとか、国家のまさに骨格であるという格言がございますけれども、これだけの大きな世界史的な転換の中で、あるいは世界的な流動的な状況の中で、改めて税が一つの戦略的な課題として我々の前に提起されているということを中心として税制調査会の議論に加えていただきたいと思います。

特に番号制度の話が会長及び会長代行から出されましたけれども、これは税制以外の課題とも密接に関係をしておりますために、国家戦略室としても役所の縦割の壁を乗り越えた仕組みづくりができるように、しっかりと議論を進めたい。税制調査会での議論との連携・整合性に努めたいと考えております。

こうした諸課題につきまして、引き続き政治主導で開かれた議論を進めていくことが必要でございますし、原口会長代行とともに菅会長をサポートして、委員の皆様方の御指導・御協力をいただき、税制抜本改革に向けて尽力をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御指導の方をよろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

○峰崎財務副大臣

それでは、カメラさん、退場してください。

(カメラ退室)

○峰崎財務副大臣

記者の方は、税制調査会はオープンでございますので、そのまま残って結構でございます。

よろしゅうございますか。

それでは、専門家委員会の設置について説明をしていきたいと思っております。

専門家委員会につきましては、昨年末に閣議決定されました税制改正大綱におきまして、税制の専門家としての中長期視点から、税制の在り方に関して助言を行う専門家委員会を近日立ち上げることとされております。そこで、専門家委員会の設置要綱や当面の運びについて企画委員会の委員の皆さんと御相談をさせていただき、案を検討いたしました。本日この場で御了承をいただいた後、専門家委員会の立ち上げに向けた作業を更に進めていきたいと考えております。

まず事務方から設置要綱（案）を読み上げさせたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ○事務方

### (税制調査会専門家委員会設置要綱(案)読み上げ)

## ○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。後でこの点についての御意見などもいただきたいと思いますと思いますが、この要綱の案に従いながら、委員長人事につきましては、会長代行及び菅会長にも御相談をいたしまして、菅会長からは神野直彦関西学院大学教授を指名したいと伺っております。

また、委員の人選につきましては、設置要綱においてあらかじめ税制調査会長の承認を得て専門家委員会の委員長が指名するとしておりますので、その手続きに沿って進めたいと考えております。

次に、専門家委員会の当面の検討課題について申し上げます。税制改正大綱の第5章では、専門家委員会には税制抜本改革実現に向けた具体的なビジョンの全体像についての助言を求めていくこととなりますが、それに当たっては「80年代以降の世界的潮流の中での内外の税制改革を総括しつつ検討すべき課題を見出していきたいと考えております。」とされております。そこで、当面は80年代以降の内外の税制改革を総括するため、我が国のこれまでの税制改革の評価や、外国のこれまでの税制改革の動向についての調査などについて、まず取り組んでもらうこととしてはどうかと考えておりますが、その後の進め方につきましては、専門家委員会における議論の報告なども踏まえながら、改めて企画委員会等で検討し、この場にお諮りしたいと思います。

なお、税制改正大綱においては、納税環境整備に係わるプロジェクトチームと市民公益税制に係わるプロジェクトチームを設置することとされております。納税環境整備の中に実は大きな問題の、先ほど3人の大臣からお話がありました番号制の問題も当然含まれるわけでございますが、これらの問題及び市民公益税制にかかるプロジェクトチームはかなり急がれております。特に市民公益税制に係るプロジェクトチームについては、この大綱の中で、いわゆる4月の終わり、連休前には一応の答申を出したいというふうに考えておりますし、この点については総理大臣からも強く要望されているところでございます。

そういう意味で、今後このプロジェクトチームにこのメンバーから入っていただくわけでございますが、この人選などを含めて設置につきましては、税制調査会長に御一任をした上で今後関係される委員の方々に個別に御相談してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

なお、どうしてもこのプロジェクトチームに参加したいという御希望が強い委員の方がおられましたら、後ほどまた私ども事務方の方に御連絡をいただければと思っておりますが、とりあえず指定するのは会長の方に一任をしておいていただけたらと思っております。

それでは、今の専門家委員会の設置要綱、あるいは今後のプロジェクトチームの発足の問題についての御意見等を皆さんからお伺いしたいと思います。どなたでも結構でございますので、手を挙げてよろしくをお願いします。

法務副大臣、どうぞ。

○加藤法務副大臣

質問であります、専門家委員会の委員、個別具体的な名前は勿論無理でありましようけれども、神野先生の下に入っていたか方というのは、例えばどんな分野の方々をお願いする予定なのか、おわかりでしたら御教示ください。

○峰崎財務副大臣

これはまだ先生とも相談しておりませんが、おっしゃっていたのは、税法、いわゆる租税法の専門家、社会保障の専門家、環境問題が非常に強くなるということで環境と税に関する専門家、財政の専門家、分権の専門家、ある意味では、私たちが構想していた、民主党がずっと考えていた将来の国家の在り方について、今、申し上げたような国家像と、それとエコノミスト、やはりこれからの経済見通しというものもしっかり入れたいということもおっしゃっておられました。

ただそれ以上、まだ具体的に人選で相談しておりませんので、あと税の専門家として、例えば税理士の方とか、是非そういった方々を中心にしながら、一本筋の通ったものにしていきたいということはおっしゃっておられました。それ以上は、今日ここで決まらなないと、実際の具体的な人選に入れないということなので、先生にはそれ以上のことは相談しておりません。

先日も菅会長にも入っていただきまして、お話をしていただきまして、菅会長の方からも先生にはいろいろな要望が出されておりますので、それらを受け止めて人選にタッチされるだろうと思います。

○加藤法務副大臣

ありがとうございます。希望としては、今、峰崎さんに言っていたとおりで、専門的な研究者の先生方だけではなくて、実務家の方とか、あるいは市民公益税制の議論をしていくということであれば、その分野も含めて是非現場に明るい方にも入っていただけたらいいなという希望がありますので、それを申し上げておきたいと思えます。

○峰崎財務副大臣

実は、今の問題は、この下に小委員会を設けることができるというふうになっています。先ほどおっしゃられた、いわゆる新しい公共のところも、内閣府の副大臣はよく御存じのように、そういうところをしっかりとつくっていきますので、そこにも勿論入っていただけるというふうに思っております。

主として、旧政府税調のように、マスコミの方が入ってこられたり、経済界あるいは労働界、決してその方々を敵視しているわけではないんですが、一つ筋の通った、

どこに出しても恥ずかしくないような答申をつくってもらいたいというのが、実は古川副大臣、あるいは渡辺副大臣などとも相談しながら、これまで考えてきておりましたので、今の要望はしっかりと受け止めさせていただきます。

○加藤法務副大臣

よろしく申し上げます。

○大塚内閣府副大臣

私からも2点申し上げさせていただきます。

1点目は、加藤さんの話ともかぶるんですが、やはりこれまでの前政権の下でも、税調で考えた税制の理念と、現場で行われている課税の実態というのが、随分ギャップがあるということがいろんな税目において指摘をされており、それを我々は政治家として現場で聞いているわけでありますので、是非そういう実務関係者なり、税理士会で税制に大変知見の深い方々はなるべく多くの小委員会や専門家委員会にお入りいただきたいということを、私も要望したいと思います。

もう一点は、先ほど今後の進め方で税制改正大綱の第5章を御披露いただいて、手元にも資料がありますが、そこには、「80年代以降の世界的潮流の中でのさまざまな国際的な動向を調査して、それも踏まえて」というふうにおおむね記載をしておりますけれども、それ自身は否定するものではありませんが、どうもこれまでの税制改革の議論は国際的潮流がこうだからといって、国内にすぐ持ち込むという傾向がやや強かったような気が個人的にはいたしますので、勿論、国際的潮流を総括しつつ、我が国にはどのような税制が最も適切かということのを是非御検討をいただきたいというか、私もそういう視点で参加させていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

阿部先生、どうぞ。

○阿部社会民主党政務審議会議長

私の方からも2点にわたってお願いをいたしたいと思います。こうした専門家委員会が神野先生の下に予定されるということは、大変賛同するものでありますし、是非鋭意さまざまな観点から御助言をいただきたいと思いますが、昨年来の税制調査会の中で2点気になったことがございますので、その問題意識をお伝えさせていただこうと思います。

1つは、私が最後まで皆さんにいろいろお話を申し上げました、いわゆる扶養控除問題等々で、税制が先ほどの社会保障の分野と深く関わっていて、現実に成年扶養控除等々をお受けになる方のセーフティーネットが整っておらない状況で、税の外しをした場合の問題ということを指摘させていただきましたが、今回置かれる専門家委員会の下でも、社会保障の観点からと税との兼ね合いということに含まれるのかもしれませんが、現状では、例えば住民税の控除等々を外してまいりますと、非常に多くの生活分野の負担増が加わってきて、そうした実像とも兼ね合わせて、また専門家の先

生にも御検討をいただければと思うのが1点であります。

特に私は最後までこだわりましたが、住民税というのがあまりに多岐にわたる分野と結びついておりまして、これは長浜厚生労働副大臣も御指摘いただきましたので、重ねてお願い申し上げます。

もう一点は、言われるジェンダーといわれる男女の働き方や賃金格差の中で、いわゆる配偶者控除の問題とも深く関わってまいります。理念的な問題と現実の問題というのが、また日本の場合は女性の低賃金、M字型カーブなど、いろんな問題がございます。

先ほど6つのいろんな分野からのお話を組み合わせていただけるということでありましたが、ここに一つ大きく言えば税制とジェンダーと申しますか、女性たちが現状でどのような形で、この社会を暮らし、またそれは将来の年金にも関わってきますし、是非男女のいろいろな格差の問題とも合わせてこの税制の問題も視点を持っていただきたいと思えます。

以上2点です。

○峰崎財務副大臣

文科副大臣、どうぞ。

○中川文部科学副大臣

政治的な方向性、その判断ということと、専門的にそれをスキームとして制度設計していったり、あるいはそれによってどのような社会的な影響があるかということ、はっきり区別して議論する必要があると思えます。この専門家委員会で自由にやってくださいよということになったら、例えば消費税を取り上げて、それがあたかもうちの政権がその議論を始めたというふうな形で国民に取られる、例えばの話ですが、そういうことがあってはならないと思うので、ここで具体的に議論していく内容というのは、一度この税制調査会のこの場で、あるいは企画委員会の中でしっかり方向性を整理した上でやっていくということ、その区別を付けていくことが大切だと思えます。

我々のレベルでさえ、そういうことがあったわけですから、というのは、そちらの方からいろいろ説明が各税目についてありましたけれども、それについて何かもうその方向性が出たような形でマスコミサイドに受けとられて、そういう報道があって、いわゆる議論が揺らいだという経過があったことなども踏まえると、そここのところの整理をしっかりしていくことが前提になると思えますので、その辺、どういうイメージでこれを活用されるか、逆に今、確認をさせていただいた方がいいと思えますが、どうでしょうか。

○峰崎財務副大臣

この点は、まだ完全に十分意思統一できているかどうかわかりませんが、これから専門家委員会の立ち上げに当たって、当然、菅会長の方からも要望事項がありましたし、それらの点についての先生方をお願いすべきポイントというのは、あらかじめ我々

の方で整理したいと思っております。勿論それをまた皆さんに報告をしなければいけないと思っております。

問題は、あまりそこで枠をはめ過ぎると、これまた先生方の中長期ビジョンの話ですから、それはある程度、2年なり3年なりかけて出していただくときの将来展望についてでございますので、その点は短期の問題と中長期の問題と2つに分けておりますので、短期的な課題については、今、文科副大臣がおっしゃった点はしっかりと踏まえなければいけないポイントだと思っております。今、申し上げたことについては、また整理をして出していきたいと思っております。

それでは、また後で今までの税調の議論の在り方など、反省会などもさせていただきたいと思っておりますので、この点について一応確認をいただいたということで先に進めさせていただきたいと思っております。

次に、まだ重要な問題が残っておりまして、石油価格の高騰時の課税停止措置についてございまして、昨年末に決定した税制改正大綱におきまして、この制度の詳細について、いわゆるトリガー税制と私たちは呼んでいるんですが、速やかに具体化をしなければいけないわけでありまして、この点、石油価額の高騰時の揮発油税等の本則税率を上回る部分についての課税停止措置については、古本政務官から報告をお願いしたいと思います。

古本政務官、よろしくお願いたします。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。古本でございます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。揮発油価格の高騰時の課税停止措置について、国税関係でございます。後ほど軽油引取税の分につきましては、小川政務官の方からあるかと承知いたしております。

御案内のとおり、年末に党要望をいただき、その中にも明示されていたわけでありましてけれども、税制改正大綱の中で、原油価格の異常な高騰が続いた場合には、ガソリン及び軽油について、その本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を講ずることというふうにいたしてございました。

お配りの提案資料の1番でございますけれども、指標となるガソリン価格の平均が、連続して3か月にわたりまして1リットル当たり160円を超えることとなった場合、これを発動基準といたしまして、燃料課税、揮発油税と地方揮発油税、国税分でございますが、その本則税率を上回る部分の課税措置を停止するという提案が1点目でございます。

続いて2番でございますけれども、指標となるガソリン価格の平均が、連続して3か月にわたり、1リットルにつき130円を下回ることとなった場合、これを解除基準といたしまして、元の税率水準に復元するというところでございます。

イメージは、めくっていただいた3枚目に、A4の横書きで書いてあります。この

160 円を発動要件といたしまして、3 か月でございます。この3 か月のところはある一定期間を置かなければ、ガソリンが瞬間的にある水準を超えた瞬間に発動して、いわゆる本則税率を上回る部分の課税が停止して、また、瞬間的に戻ってということをお繰り返しますと、ガソリン小売の現場はもとより、税務当局も大混乱、何より国民の皆様が大混乱いたしますので、大体経済の指標の一つの目安である四半期等々を考えまして3 か月、この3 か月という期間をもって、これを超えて連続して160 円を超える水準に至ったときは、25 円分を下げるということでございます。

次に、解除の要件でございますけれども、ずっと下がり続けるということではなくて、また、ガソリン相場が落ち着いてきたときには、また元に戻すということでありまして、これを130 円といたしたいという提案でございます。

発動するときと同じように、解除の際も3 か月連続して130 円を下回る場合には、元の水準に戻す、こういう考え方でございます。

実際に発動に当たっての手順等々は、下の括弧書きで書いてございますけれども、大臣による告示を行い、告示の翌月の1 日付で発動ということに、あるいは解除ということにしたいという提案でございます。

1 枚目に戻っていただきまして、2008 年の4 月、いわゆるガソリン国会と言われたあのときに、1 か月間、当時の暫定税率が下がったわけでありましてけれども、その際にガソリンスタンドが随分混乱したという問題と同時に、5 月1 日付で元に戻った際に、これまた混乱したという問題がございました。

この問題の反省に立ちまして、発動解除それぞれの場合に、手持品にかかる税の控除あるいは還付を行うことによりまして、高値で仕入れた油を安値で売らなければならないというガソリンスタンドの皆さんの混乱、また、その逆に安値で仕入れ油を、場合によっては高値で売ることができるという益税のような話を回避するというところで、きちんとそれぞれ控除、還付を手持品課税も含めて行っていくということにしたいと思っております。

4 番目でございますが、本則税率を上回る部分の課税が停止する措置が発動された場合の沖縄県における揮発油税・地方揮発油税の税率でございますけれども、これは御案内のとおり、沖縄復帰特例ということで、7 円の、いわゆる本土との差を設けることによって、これまで措置をしてきたわけでありまして、現行の負担軽減割合を勘案いたしまして、記載のような水準にいたしたいということでございます。揮発油税につきましては、キロリットル当たり2 万1,083 円、地方揮発油税につきましてはキロリットル当たり3,817 円ということでありまして、この事柄についても考慮しながらの課税措置にいたしたいということでございます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、小川政務官お願いいたします。

○小川総務大臣政務官

地方税の部分を御説明申し上げます。地方の軽油引取税でございますが、ガソリン同様の小売価格統計がございません。とはいえ、ガソリン価格に、原油が原材料ですから連動いたしますので、ガソリンのトリガー措置が発動されれば、軽油も発動し、ガソリンが解除されれば、軽油も解除するということを前提に制度設計をさせていただきたいと思っております。

その際、2点御留意をいただきたいと思っておりますが、1点目は、いずれにせよトリガー措置が発動された場合、地方団体に対して国策による減税措置を強いることとなります。その際にはやはり財源補填について議論する必要があるということが1点。

もう一つは、軽油の場合、製造段階、卸段階の課税ではございません。小売段階の課税ですので、税率の増減と実際に御負担いただく時点とが一致いたします。ここで還付等の問題は生じないということも併せて付け加えさせていただきます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

例のトリガー税制ですが、皆さん御意見、130円、160円というところで決めていきたいということでございます。

副大臣、どうぞ。

○大島内閣府副大臣

160円、そして130円、これについては御議論が大分された結果だと思っております。原油の価格というのは、これはいろんな見方があるって、今後上昇するという見方もあったりもして、もう一つは、160円、130円を、今後の議論なんですけれども、物価補正するかどうかだけ御検討いただければと思っております。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。2枚目に若干書いてございまして、現在のガソリンの小売価格、参考の一番下でございますけれども、直近の6か月平均というのを見ますと、リッター当たり126円30銭、これはレギュラーでございます。実は、これは租税法主義に基づきまして、今回、160円と130円というのは、租特の法律の中にきちんと書き込みます。したがって、これを法律が活着している間に変えるということになれば、法改正が必要になる、そういう事柄でありまして、現在の直近の6か月平均が126円、そこから勘案いたしまして、なおかつ平成20年度上半期のガソリンが高騰したときの平均が167円ということから総合判断して、130、160という数字を導いてございますので、来年の今ごろ仮に同様の議論をしていたならば、その際のガソリン相場を見て、また改めて160に相当する別途の数字を見直していくということ、恐らく今年末の税制改正でやるということになるろうかと思っております。

○峰崎財務副大臣

そのほか、御意見はございますか。

どうぞ、階政務官。

○階総務大臣政務官

このトリガーの考え方なんです、連続3か月にわたり160円超えるという定義の仕方ですと、イメージ図にあるようなきれいな波を描いている場合はいいんですけども、160円を挟んでジグザグに動いているような場合というのは、平均すると160円を超えていても対象にならないということで、私はこれは平均値で、例えば直近半年の平均が160円を超えたらとか、そういう方がより生活者にとって実感に即したようなトリガーの発動になるんじゃないかと思うんですが、そういった検討はされなかったのでしょうか。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。そこの部分は随分議論した箇所なんですけれども、実は、総務省が出しておられます、総務省統計局の小売物価統計調査の中にガソリンの価格というのがございまして、これが毎月12日を含む週の水曜日、木曜日または金曜日のいずれかに1日を調査日におきまして、全国75都市、約400か所のガソリンスタンドの統計を、毎月1回だけ公表しております。

実は、これが例えばデイリーで出ていたり、あるいはウィークリーで出ているということであれば、よりつぶさに、よりきめ細かな国民の皆様のいわゆるお財布の状況も考慮したより機敏な対応ということもできるんだと思いますけれども、実はこれは法律で定めている非常に権威のある、唯一のガソリンの指標なんです。これ以外にもいろんな民間が出している指標があると思うんですけれども、これでまいりますと、例えば、今月小売物価統計が165円でしたと、来月出された分が仮に159円に下がりましたとなると、そこで一旦リセットしまして、翌月、つまり3月にまた160円を超えましたということになれば、そこからリスタートする。そこで一月のタームを一度整理させていただきながら見ていかないと、それこそウィークリーでガソリンの価格というのは、場合によっては毎日でも1円単位で動くGSもございまして、そこは1つ公の統計データということで月で締めて、月で仕切るということで、是非やらせていただきたいと思います。

このことが、結果として、1日待てば、明日の数字でまた動くんじゃないかとか、いわゆる2008年の4月のときの反省に立てば、買い控えとか、買いだめとか、ああいったことも若干混乱したということ、若干どころではなく随分混乱したということを考えますと、むしろ一月できちんと仕切った方が、ある意味見越して、しかも発動した場合、大臣が告示をした翌月の1日をもって下げますので、その方がある程度国民生活も予定が立てやすいのではなかろうかということから、月の単位でくくりたいということがございます。

長くなりました。

○峰崎財務副大臣

よろしゅうございますか。

どうぞ。

○阿部社会民主党政策審議会長

トリガー税制と直接の関わりではないのですが、しかし関わると思うので御質問させていただきますが、以前の税調で、山田先生から島嶼部というか、島等々の、やはりガソリンがもともと高くなっている地域、沖縄県については、先ほどの負担軽減の特例がございますけれども、そのほかの諸島でも、かなりガソリンに依存しながら、しかしガソリンが高くなる。そして、全国平均が上がってくるよりも、やはり先に上がるという問題があって、これは地方間格差あるいはこのたび暫定税率の税率は当面維持されるけれども、何らかの配慮もあっていいのではないかという論議もあったやに思いますけれども、この辺りは、どのようにお話をされましたでしょうか。

○古本財務大臣政務官

島嶼部、離島については、山田副大臣からも累次にわたりまして、実情をここの場で紹介していただき、次年度の税制改正以降に向けての課題ということで、このことは大変重く受けとめております。

その上で、今回のトリガーという税制を考えるに当たっては、島嶼部については、これはあくまでも全国の小売統計の 75 都市、400G S のポイントの中に島嶼部が入っているかどうか、済みません、また別途確認し、御報告いたしますけれども、全体の平均で 160 円ということのを切らせていただきますので、その中で何とか 25 円下がることを国民全体で共有していただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

山田副大臣、どうぞ。

○山田農林水産副大臣

阿部さんに言っていたので、私からも一言、既に島嶼部はガソリンが 160 円を超えておりまして、これは是非、前も税調で話させていただきましたが、特に検討させていただければと思っております。

○峰崎財務副大臣

今の御提案は、私も離島振興議連というようなところに入っておりますので、よく存じておりますので、この問題はまた預かっておきたいと思えます。

それでは、このトリガー税制、160 円、130 円、御承認をいただきたいと思えます。

実は、4 時半までということで、この後、皆さん方から、この 3 か月間、本当に忙しい中で、税制調査会を二十数回開催させていただいたわけでありましてけれども、それについての御意見をいただく会合にしようと思ったんですが、時間的に見ると、やや超過しているかなと思えますので、今日はお二人はもう帰られていますし、是非、次回にするか、あるいは場合によっては文書で出していただくか、やはり、ものを書くとなると大変だから、やはり次回に 1 回そういう場をつくりましょうか。是非そう

いう場をつくって、税制調査会の、今後、三大臣新しくなられましたので、戦略的な考え方を税調としてどうするかということをもとめますので、それらを是非参考にしたいと思います。原則的に税調は、前は毎日やっていたけれども、原則は火曜と木曜でございますので、もし、これからやるとした場合も、税調は火曜か木曜だということを頭に入れておいていただいて、必要な都度は、また、その都度をやっていきたいというふうに思っております。

それでは、今日は、ちょうど時間が4時半になりましたので終わりたいと思いますが、三大臣最後までおられまして、もし、何か補強するようなことがございましたら、よろしゅうございますか。

それでは、新年の第1回の会合でございましたけれども、また、追ってプロジェクトチームを発足させますし、少し言いそびれましたが、環境税の問題は、環境省さんと経済産業省さんとで、私ども企画委員会の方で、1回どういうふうに環境税問題について議論したらいいか、少し相談をさせていただきたいと思っておりますので、その後、プロジェクトチームの設置の問題等は議論させていただきたいと思っております。

それでは、以上で終わらせていただきたいと思います。大変どうも長い時間ありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。